



## Column

### 所長加納が思う つれづれなるコトバ

## 触らぬ神に祟りなし!?

個人的な話で恐縮ですが、先月腰を痛めて1週間ほど辛い日々を送っておりました。直接的には名古屋への日帰り出張で、移動で往復5時間強、会議で6時間ほど座りっぱなしの状況が続いたのが原因かと思っていますが、治療に行った接骨院ではこここのところの運動不足により血流が相当悪くなっているのも原因では無いかと言われました。確かに当事務所では11月より繁忙期突入という感じで、普段月に3~4回程度スポーツクラブに通っていたのが全く行けていませんでした(忙しさにかまけてサボっていたということですね)。確定申告業務の繁忙期が明けたら再開出来たらと思っはいますが、サボっていたツケの影響でケガしないか別の心配もしております。

辛いと言えば、最近では金融機関の対応が非常に厳しく、お客様の期待に応えられていないのが本業では一番辛いですね。以前は税理士である当事務所より紹介するなどすれば、口座開設や融資も喜んで対応して頂けたのが、けんもほろろに門前払いされることも珍しく無くなりました。もちろんこのような状況は当事務所に限ったことではなく、同業者からも同様なことを耳にします。なぜそのようなことになっているのか、私なりに分析したところ2つ理由が考えられます。

1つは2019年12月の「金融検査マニュアル」廃止です。それまで企業の財務上の数値を、金融庁が作成したマニュアルに沿って金融機関が画一的に審査すれば通っていたものが、マニュアルの廃止によって経営者の技術、創造力、意欲など数字には表れない定性的な要素も考慮して、金融機関の責任で審査するという態勢に変わりました。しかしマニュアルに沿ってしか審査をしていなかっ

たのに、いきなり経営者の目利きが出来るとはなりません。金融機関がしっかり目利き出来るようになるにはまだまだ時間が必要で、しばらくは超保守的な審査が行われているのではと想像しております。

もう1つは先々月にお伝えしましたが、本年4月より金融機関が貸付けを行う際、経営者個人の信用保証が原則廃止になったことです。これによって信用保証を負わせる場合、つまり返済能力に不安がある事業者に対して、金融機関に具体的な理由を説明するよう義務付けられました。ある意味金融機関にとって手間もリスクも増えることになります。そんな面倒を避けるため返済能力に少しでも不安があると判断したら、「触らぬ神に祟りなし」と言わんばかりにハナから「取引しない」としているのではないかと考えてなりません。

そうなってくると、しばらくは上記を覚悟して金融機関対応をしなければなりません。ではどうすれば金融機関に相手にしてもらえるのか?これはシンプルに「返済能力があるか」に尽きます。その返済能力の指標はやはり「収益を上げる営業力」と「利益を残せるマネジメント力」になります。また金融機関は貸付先事業者の現況を物凄く気にしますので、「即座に財務諸表を提示できる状況」であることも非常に重要になります。つまり毎月コンスタントに会計資料の取りまとめや入力が出来なければ、金融機関からの融資がなされず、事業を続けられなくなる可能性が高くなってきていると言えるでしょう。それだけにもし毎月の会計対応が不安な方は、これを機に経理代行支援もご検討下さい。



今月対応が必要な事項をリマインドします

## 1 7月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**3月末までに中間納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、3/31（金）までに納付の対応をお願い致します。  
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

## 2 令和5年度の協会けんぽ（健康保険）の保険料率が**3月分（4月納付分）から改定**されます。

→協会けんぽに加入されている者は3月以降その事業所で設定している社会保険の徴収時期から変更になりますので、給与計算の際はご注意下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

## ① 一昨年10月よりインボイス制度「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の提出が可能となりました

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、登録ご希望の方はご連絡下さい。

## ② インボイス制度改正案及び登録に係る補助金等の支援措置について財務省より公表されました

インボイスの登録申請を検討する際には、これらの情報も参考にしてみてください。  
詳細についてはご面談時にご説明させていただきます。



事務所の最新ニュースをお伝えします

先月もお伝えしましたが、3/16（木）はスタッフの確定申告の慰労のための特別休業日とさせていただきますので、業務は行いません。悪しからずご了承下さい。